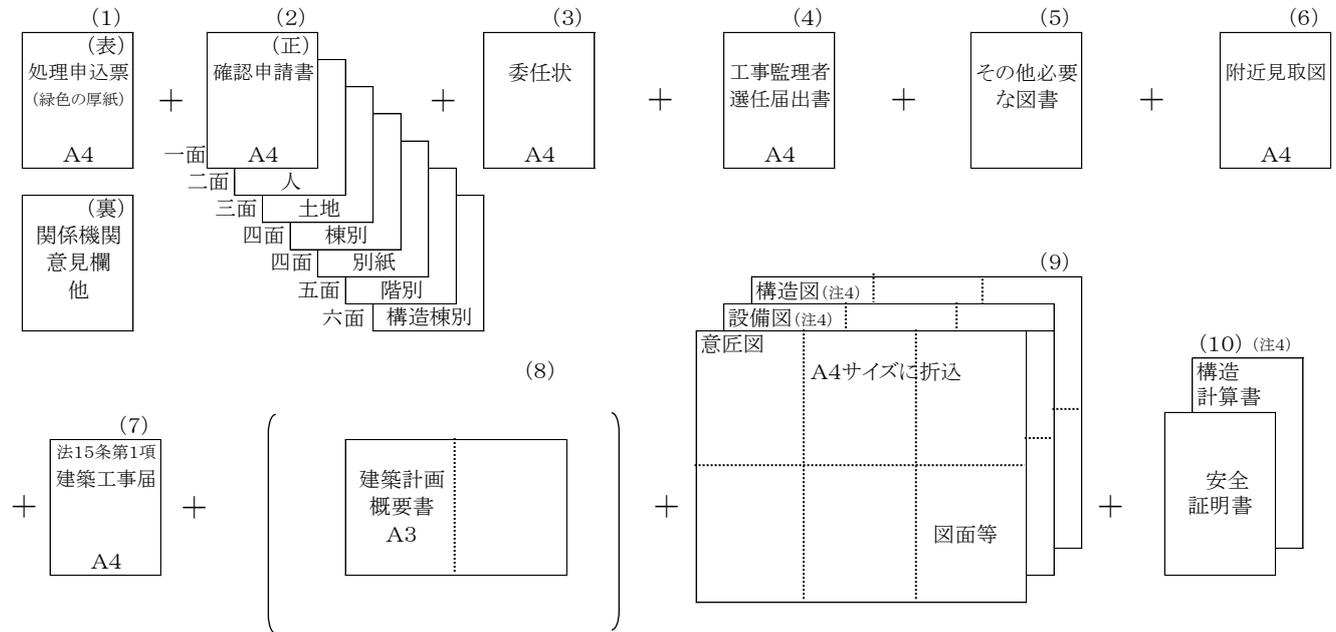
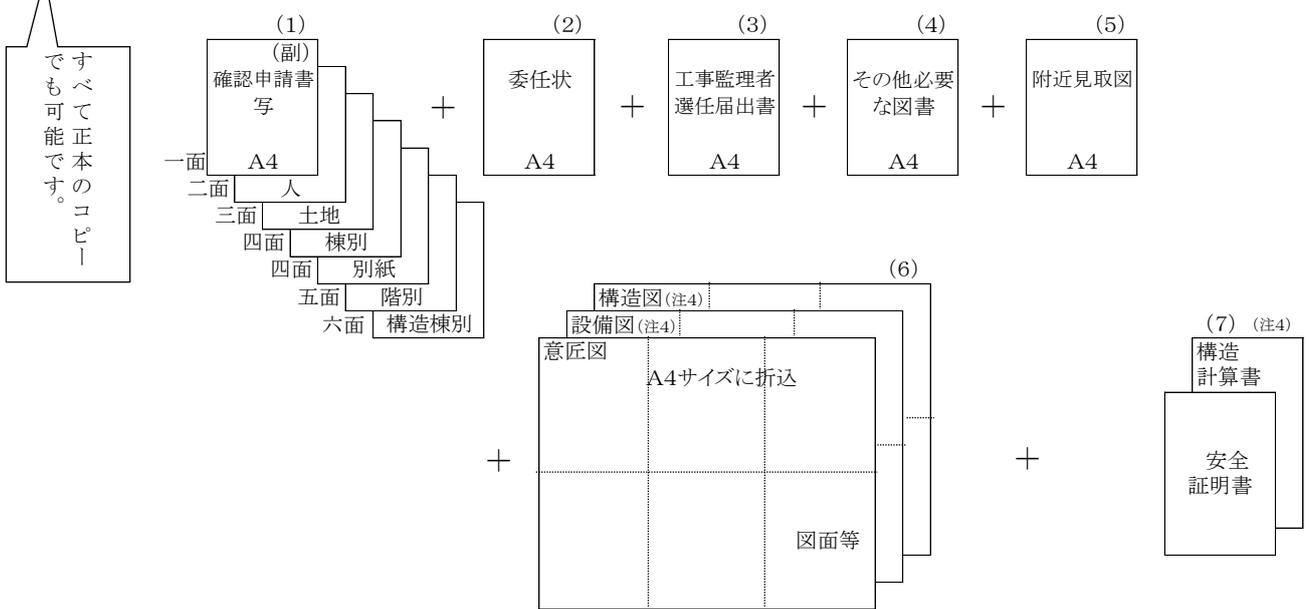


# 確認申請書(建築物)の綴じ方

## 〔正本〕 1部



## 〔副本〕 1部



でもすべて正本のコピー

( )の数字は図書の添付順序を示します。

注 1 : 確認申請書の第二面(建築主等が複数の場合)、第四面(棟数が複数の場合等)、第五面(階数が3以上の場合等)及び第六面は、必要に応じて枚数を追加してください。棟数が複数の場合の棟番号は延べ面積の大きい順に添付し、棟ごとに第四面に続けて第五面、第六面(棟1の第四面、棟1の第五面、棟1の第六面、棟2の第四面、棟2の第五面、棟2の第六面…)を綴じてください。

注 2 : 図面等は境界明示書等、建築基準法関係図書が含まれます。

注 3 : 基本的にはファイル又は紐綴じをして提出してください。図面等の量が多くなる場合は分冊してください。

注 4 : 設備及び構造関係図書については必要な場合のみ添付してください。

注 5 : 建築工事届は建築物を建築(新築・増築・改築・移転)しようとする場合に必要です。計画変更の場合は必要ありません。